

次の表は、北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設として指定された施設（指定施設）を一覧表にまとめたものです。（指定施設のみの表です。）

（参 考）

平成12年	8月 1日	北海道告示第1311号	（新規）
平成12年	8月11日	北海道告示第1377号	（変更）
平成13年	2月 2日	北海道告示第 160号	（新規）
平成13年	2月 2日	北海道告示第 161号	（変更）
平成13年	6月19日	北海道告示第1104号	（変更）
平成14年	2月 8日	北海道告示第 191号	（新規）
平成14年	2月 8日	北海道告示第 192号	（変更）
平成14年	2月 8日	北海道告示第 193号	（変更）
平成15年	1月31日	北海道告示第 123号	（新規）
平成15年	1月31日	北海道告示第 124号	（変更）
平成15年	1月31日	北海道告示第 125号	（変更）
平成15年	1月31日	北海道告示第 126号	（変更）
平成15年	2月21日	北海道告示第 231号	（変更）
平成15年	3月11日	北海道告示第 371号	（変更）
平成16年	2月 3日	北海道告示第 111号	（変更）
平成16年	2月 3日	北海道告示第 112号	（変更）
平成17年	1月25日	北海道告示第 60号	（変更）
平成17年	1月25日	北海道告示第 61号	（変更）
平成18年	2月24日	北海道告示第 138号	（変更）
平成18年	2月24日	北海道告示第 139号	（変更）
平成18年	2月24日	北海道告示第 140号	（変更）
平成18年	2月24日	北海道告示第 141号	（変更）
平成19年	1月30日	北海道告示第 58号	（変更）
平成19年	1月30日	北海道告示第 59号	（変更）
平成20年	1月29日	北海道告示第 46号	（変更）
平成20年	1月29日	北海道告示第 47号	（変更）
平成21年	2月20日	北海道告示第 117号	（変更）
平成22年	2月19日	北海道告示第 115号	（新規）
平成22年	2月20日	北海道告示第 116号	（変更）
平成23年	2月25日	北海道告示第 116号	（変更）
平成24年	2月24日	北海道告示第 111号	（変更）
平成25年	2月22日	北海道告示第 113号	（変更）
平成25年	2月22日	北海道告示第 114号	（変更）
平成26年	2月21日	北海道告示第 134号	（変更）
平成27年	3月27日	北海道告示第 221号	（変更）
平成28年	3月25日	北海道告示第 214号	（変更）
平成29年	3月 3日	北海道告示第 147号	（変更）
平成30年	2月 9日	北海道告示第 98号	（変更）

「別図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部、漁港所在地の市町村を所管する総合振興局、振興局及び漁港所在地の市町村に備え置いて縦覧に供する。

漁 港 名 （所在町村）	施 設	許 可 隻 数	使 用 期 間
頓 別 漁 港 （浜頓別町）	1 第2船揚場のうち別図に示す10メートル	28隻以内	4月 1日から 11月30日まで
	2 導流堤のうち別図に示す143メートル	16隻以内	
	3 護岸のうち別図に示す90メートル	14隻以内	

	4 船舶保管施設のうち別図に示すもの	30隻以内	周年
宗谷漁港(珊内地区)	1 西防波堤のうち別図に示す45.5メートル	5隻以内	4月1日から11月30日まで
	2 北防波堤のうち別図に示す27.3メートル	3隻以内	4月1日から10月31日まで
恵山泊漁港(稚内市)	1 第2船揚場のうち別図に示す30.7メートル	8隻以内	4月1日から11月30日まで
	2 西防波堤のうち別図に示す54.6メートル	6隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す63.7メートル	7隻以内	
西稚内漁港(稚内市)	1 船揚場のうち別図に示す11.5メートル	3隻以内	4月1日から11月30日まで
	2 北防波堤のうち別図に示す54.6メートル	6隻以内	
抜海漁港(稚内市)	1 船揚場のうち別図に示す38.4メートル	10隻以内	4月1日から11月30日まで
	2 護岸のうち別図に示す18.2メートル	2隻以内	
稚咲内漁港(豊富町)	船揚場のうち別図に示す7.5メートル	8隻以内	5月1日から10月31日まで
新湊漁港(新湊地区)(利尻町)	1 西防波堤のうち別図に示す54.6メートル	6隻以内	周年
	2 第2船揚場のうち別図に示す7.7メートル	2隻以内	
仙法志漁港(利尻町)	東防波堤のうち別図に示す45.5メートル	5隻以内	周年
遠別漁港(遠別町)	船揚場のうち別図に示す5メートル	20隻以内	周年
苫前漁港(苫前町)	第2東護岸のうち別図に示す24メートル	2隻以内	周年
鬼鹿漁港(小平町)	1 第2-2.5メートル物揚場のうち別図に示す30メートル	3隻以内	周年
	2 船揚場のうち別図に示す5メートル	7隻以内	
	3 第1突堤のうち別図に示す40メートル	4隻以内	
臼谷漁港(小平町)	西防波堤のうち別図に示す70メートル	8隻以内	周年
浜益漁港	1 -2.5メートル物揚場のうち別図	2隻以内	4月1日から

(浜益地区) (石狩市)	に示す20メートル		10月31日まで
	2 西防波堤のうち別図に示す100メートル	11隻以内	
古潭漁港 (石狩市)	北防波堤のうち別図に示す40メートル	4隻以内	4月1日から 10月31日まで
美国漁港 (積丹町)	1 - 3.0メートル岸壁のうち別図に示す20メートル	2隻以内	周年
	2 - 5.0メートル岸壁のうち別図に示す30メートル	2隻	
	3 突堤のうち別図に示す37メートル	12隻以内	
幌武意漁港 (積丹町)	船揚場のうち別図に示す4メートル	10隻以内	4月1日から 10月30日まで
神恵内漁港 (珊内地区)	東防波堤のうち別図に示す79メートル	6隻以内	周年
神恵内漁港 (赤石地区)	西防波堤のうち別図に示す20メートル	3隻以内	周年
神恵内漁港 (本港地区)	1 第2-3.0メートル岸壁のうち別図に示す18.2メートル	2隻以内	周年
	2 旧南防波堤のうち別図に示す46.5メートル	5隻以内	
横澗漁港 (寿都町)	北防波堤のうち別図に示す91メートル	10隻以内	4月1日から 10月31日まで
千走漁港 (千走地区) (島牧村)	東防波堤のうち別図に示す70メートル	7隻以内	周年
須築漁港 (せたな町)	船揚場のうち別図に示す2.5メートル	1隻	周年
狩場漁港 (美谷地区) (せたな町)	1 南船揚場のうち別図に示す10メートル	3隻以内	周年
	2 西防波堤のうち別図に示す10メートル	1隻	
狩場漁港 (虻羅地区) (せたな町)	南船揚場のうち別図に示す28メートル	9隻以内	周年
狩場漁港 (吹込地区) (せたな町)	1 船揚場のうち別図に示す3メートル	1隻	周年
	2 西防波堤のうち別図に示す10メートル	1隻	
狩場漁港 (中歌地区) (せたな町)	船揚場のうち別図に示す9メートル	3隻以内	周年
鵜泊漁港 (太櫓地区)	第2船揚場のうち別図に示す35.5メートル	11隻以内	周年

(せたな町)			
白泉漁港 (せたな町)	船揚場のうち別図に示す5メートル	2隻以内	4月1日から 11月30日まで
関内漁港 (八雲町)	船揚場のうち別図に示す5.4メートル	3隻以内	周年
熊石漁港 (八雲町)	船揚場のうち別図に示す21.8メートル	9隻以内	周年
相沼泊川漁港 (泊川地区) (八雲町)	船揚場のうち別図に示す12メートル	6隻以内	周年
相沼泊川漁港 (相沼地区) (八雲町)	1 第1船揚場のうち別図に示す14メートル	7隻以内	周年
	2 第2船揚場のうち別図に示す5メートル	5隻以内	
乙部漁港 (乙部地区) (乙部町)	北船揚場のうち別図に示す39.8メートル	10隻以内	周年
江差追分漁港 (五勝手地区) (江差町)	船揚場のうち別図に示す20メートル	6隻以内	周年
上ノ国漁港 (上ノ国地区) (上ノ国町)	船揚場のうち別図に示す20メートル	8隻以内	周年
奥尻漁港 (稲穂地区) (奥尻町)	船揚場のうち別図に示す7.5メートル	3隻以内	周年
神威脇漁港 (奥尻町)	船揚場のうち別図に示す10メートル	5隻以内	周年
青苗漁港 (奥尻町)	1 北防波堤のうち別図に示す46メートル	5隻以内	周年
	2 北防波堤のうち別図に示す46メートル	5隻以内	
	3 第2船揚場のうち別図に示す68メートル	34隻以内	
奥尻漁港 (松江地区) (奥尻町)	船揚場のうち別図に示す7.5メートル	3隻以内	周年
奥尻漁港 (宮津地区) (奥尻町)	第2船揚場のうち別図に示す40メートル	10隻以内	周年
吉岡漁港 (福島町)	西防波堤のうち別図に示す10メートル	4隻以内	周年
福島漁港 (福島地区)	1 北船揚場のうち別図に示す42メートル	13隻以内	周年

(福島町)			
	2 北防波堤のうち別図に示す25.5メートル	7隻以内	周年
木古内漁港 (釜谷地区) (木古内町)	1 第1船揚場のうち別図に示す43メートル	14隻以内	周年
	2 西防波堤のうち別図に示す45メートル	3隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す100メートル	18隻以内	
北斗漁港 (上磯地区) (北斗市)	東防波堤のうち別図に示す80メートル	18隻以内	周年
鹿部漁港 (鹿部町)	東防波堤のうち別図に示す50メートル	13隻以内	周年
八雲漁港 (八雲地区) (八雲町)	船揚場のうち別図に示す8メートル	50隻以内	周年
大岸漁港 (豊浦町)	1 船揚場のうち別図に示す5メートル	12隻以内	周年
	2 東防波堤のうち別図に示す85メートル	16隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す50メートル	10隻以内	
黄金漁港 (伊達市)	1 船揚場のうち別図に示す5メートル	28隻以内	周年
	2 西防波堤のうち別図に示す125メートル	30隻以内	
	3 北防波堤のうち別図に示す85メートル	22隻以内	
門別漁港 (日高町)	船揚場のうち別図に示す4メートル	7隻以内	周年
節婦漁港 (新冠町)	南防波堤のうち別図に示す20メートル	5隻以内	4月1日から 11月30日まで
三石(三石) 漁港 (新ひがし町)	船揚場のうち別図に示す5メートル	5隻以内	4月1日から 11月30日まで
幌茂尻漁港 (幌茂尻地区) (根室市)	北防波堤のうち別図に示す40メートル	3隻以内	4月1日から 11月30日まで
於尋麻布 漁港 (羅臼町)	船揚場のうち別図に示す5メートル	10隻以内	5月1日から 11月30日まで
羅臼漁港 (羅臼町)	第1船揚場のうち別図に示す5メートル	4隻以内	周年

知円別漁港 (羅臼町)	船揚場のうち別図に示す5メートル	1隻	周年
相泊漁港 (羅臼町)	船揚場のうち別図に示す5メートル	1隻	周年
知布泊漁港 (斜里町)	西防波堤のうち別図に示す150メートル	20隻以内	5月1日から 11月30日まで
能取(二見ヶ岡)漁港 (網走市)	1 1-6.0メートル岸壁のうち別図に示す150メートル	10隻以内	5月1日から 11月30日まで
	2 1-4.0メートル岸壁のうち別図に示す330メートル	33隻以内	
	3 第1護岸のうち別図に示す50メートル	3隻以内	
	4 第2護岸のうち別図に示す200メートル	14隻以内	
	5 船揚場のうち別図に示す30メートル	100隻以内	
常呂漁港 (北見市)	船揚場のうち別図に示す10メートル	15隻以内	4月20日から 11月30日まで
浜佐呂間漁港 (佐呂間町)	1 船揚場のうち別図に示す10メートル	20隻以内	4月20日から 11月30日まで
	2 北防波堤のうち別図に示す73メートル	10隻以内	
富富士漁港 (富富士地区) (佐呂間町)	1 北防波堤(新港)のうち別図に示す50メートル	10隻以内	4月20日から 11月30日まで
	2 東防波堤(旧港)のうち別図に示す10メートル	2隻以内	
富富士漁港 (若里地区) (佐呂間町)	西防波堤のうち別図に示す55メートル	5隻以内	4月20日から 11月30日まで
登栄床漁港 (湧別町)	東防波堤のうち別図に示す82メートル	18隻以内	4月20日から 11月30日まで

※赤字は直近で改正した箇所。